

令和3年度 第3回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和3年6月8日（火） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (11人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	8番 伊藤 英之	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環
	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀	13番 福田 昌治	
欠席委員 (2人)	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男		
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	三嶋 邦彦	小前 茂雄
	松本 芳己	桑本 慎吾	福田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	河上 幸徳	石賀 昭則	
欠席推進委員 (1人)	池山 晃広			
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 每田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 10号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 11号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 12号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 13号 琴浦町農業委員会令和2年度活動の点検・評価（案）及び 令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）の公 表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度 第3回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員 議長 事務局	(農業委員会憲章の唱和) 成立宣言を事務局にお願いします。 ただ今の出席委員は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第3回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、6番三浦委員、7番 石賀英男委員、遅参する旨の連絡があった委員は10番丸山委員です。なお、推進委員の欠席者は池山委員です。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、9番 中本委員、11番 足立委員にお願いします。
事務局	それでは議事に入ります。議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 1ページをご覧ください。議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求めます。 申請番号15番 農地の所在 大字徳万 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積344m <sup>2</sup> 。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 譲渡人は琴浦町内に空き家を所有しておられる方で、その空き家を隣に住む譲受人に売却されることになったそうです。本案件は空き家に付属している申請地についても、譲渡人の希望で売買することになり申請をされたもので、農地取得後は家庭菜園として利用される予定です。 売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。 譲受人世帯は農家ではありませんが、申請地は譲受人の持ち家からの距離が30m弱の範囲内に位置し、農振農用地区域外の農地であることから、令和2年12月総会で定めた下限面積の別断面積0.1aの適用が可能であり、許可相当と判断されるものと考えます。 申請番号16番 農地の所在 大字下大江 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,206m <sup>2</sup> 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。 本案件は、譲渡人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。 以上の2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(議案第9号審議終了後に丸山委員到着)</p> <p>続きまして議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>2ページから5ページをご覧ください。議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。</p> <p>申請番号2番 農地の所在 大字松谷 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積227m<sup>2</sup>。申請人は琴浦町内の個人、施設の概要は農機具庫になります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請は不要となっています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。申請人世帯はミニトマトなどを生産する専業農家で、経営面積は11.5haとなっています。現在はトラクター1台、普通軽トラック1台、軽バン1台、管理機1台、その他の小型農業用機械類を数台保有しておられます。現在使用されている車庫では手狭になってきたことから、新たに農機具庫を建築することを計画して申請をされたものです。</p> <p>申請地は西側に接している町道高野線との高低差が無いため、土地造成等は行わずにそのままの状態で利用し、農機具庫1棟を建築する計画となっています。</p> <p>工期は許可日から2ヶ月間を予定されています。</p> <p>資金調達計画については、建築費 [REDACTED]円余りで、それに見合う預金残高証明書及び融資証明書が添付されています。</p> <p>被害防除計画について説明します。申請地は南側隣接農地よりも80cmほど低くなっていますし、建築予定の農機具庫の高さは4mですので、隣接農地への日照及び通風等の影響はないものと考えます。雨水については、申請地北側にある既存のU字溝に流下して処理する計画となっていますし、生活排水の発生はありません。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。3ページの説明図にもありますように申請地は、南側に広がる一団の農地面積が10haを超える</p>
----	---

	<p>区域内に含まれていることから、「第1種農地」に該当するものと思われます。</p> <p>許可根拠規定については、既存集落に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置される「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われます。以上です。</p>
議長 久米委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>6月1日に北中委員、毎田補佐、自分の3名で現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたように、申請地の南側には芝畑が隣接していますが、その芝畑は申請地より80cm程度高くなっています。被害防除計画も適切だと思いますし、農機具庫用地として自宅から近い距離に位置し、道路に面しているという立地の良さも考えると転用はやむを得ないと感じました。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p>
事務局	<p>続きまして議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>6ページから9ページをご覧ください。議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>申請番号8番 農地の所在 大字保[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積643m<sup>2</sup>の内60.94m<sup>2</sup>。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は道路、申請事由は居住地の進入路拡幅のためとなっています。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請は不要となっています。</p> <p>申請地の現況については、一部を家庭菜園として利用されているほか、庭木等が植栽されている以外は概ね休耕状態となっています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。8ページの説明図にありますように申請地は、東側は宅地、西側及び南側は道路、北側は町道保洗川線に接している土地です。譲受人は申請地南側の宅地に50年以上居住されている方で、居住地への進入路の幅員が2mと狭く自動車などの通行に支障があったため、進入路を1m以上拡幅することを計画して申請を</p>

	<p>されたものです。譲受人の方から聞き取った話では、進入路の西側には民家があったことから、東側の農地を分割購入すれば拡幅が可能になるとと考え、譲渡人に分割譲渡を申し出られたところ了解を得ることができ、今回の申請に至ったということでした。</p> <p>工事計画について説明します。申請地の通路側に設置してある既存の擁壁を撤去した後で、分筆線上の農地側に高さ1mのブロック積擁壁を新たに設置し、拡幅して道路となる部分にはアスファルト舗装を行う計画となっています。</p> <p>工期は許可日から3ヶ月間を予定されていて、施設の利用期間は許可日から永年です。</p> <p>資金調達計画については、土地買収費 [REDACTED] 円と道路拡幅工事費 [REDACTED] 円の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。なお、1m<sup>2</sup>当たりの土地代金は [REDACTED] 円になります。</p> <p>被害防除計画について説明します。先程も説明をしましたように、高さ1mのブロック積擁壁の設置を計画されているため、土砂や雨水が流出するといった恐れはありませんし、新たにアスファルト舗装を行う部分の雨水については、西側と南側の既存排水路に流して処理する計画となっています。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は住宅地が、連たんしている区域内に位置する農地であることから、「第3種農地」に該当するものと思われます。</p> <p>許可根拠規定については、「第3種農地」に該当する場合は原則許可と判断されることから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>6月1日に北中委員、毎田補佐、自分の3名で現地確認を行いました。申請地は一部に庭木や花が植えられていた他、家庭菜園として利用されている部分もありましたが、それ以外の大半の部分は何も耕作がされていないといった状況でした。幅員が狭い進入路を拡幅するための申請ということですので、転用はやむを得ないと感じましたが、分筆後の農地の管理については適切に行ってもらいたいと思います。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(村上委員より挙手あり)</p> <p>現在の進入路は町道認定がされているのでしょうか。また、工事後はどのような扱いになるのでしょうか。</p> <p>現時点では町道認定はされていませんが、拡幅工事後の進入路は琴浦町に寄付されることが建設住宅課との間で話がまとまっていて、公衆用道路として認定される見込みであると聞いています。</p>
議長 久米委員	
議長	
村上委員	
事務局	

村上委員 議長	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第12号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の福本委員、澤田委員は退席をお願いします。</p> <p>(福本委員、澤田委員の退席を確認)</p> <p>議案第12号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>10ページをご覧ください。議案第12号 農用地利用集積計画について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号306番 農地の所在 大字西宮 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積208m<sup>2</sup>。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和3年6月9日、終期は令和6年6月8日、期間は3年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>申請番号306番の外4筆と、11ページの申請番号307番から35ページの申請番号353番までの外47件については、ご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、34ページの申請番号351番から35ページの申請番号353番までの3件となっています。</p> <p>36ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号354番 農地の所在 大字西宮 [REDACTED] [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積7,767m<sup>2</sup>の内4,000。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和3年6月9日、終期は令和6年6月8日、期間は3年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号355番から41ページの申請番号364番までの外10件については、ご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。</p>
------------	--

	<p>4 2ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号 2番 農地の所在 大字森藤 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積4, 754 m<sup>2</sup>。申請地は外に1筆あり2筆の合計面積は7, 178 m<sup>2</sup>です。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。利用目的は野菜、売買価格は2筆全体で [REDACTED] 円、10 aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。移転時期、引渡時期はともに令和3年6月30日となっています。</p>
	<p>移転を受ける者は、従業員9名を雇用しておられる北栄町の認定農業者の方で、野菜の作付け及び販売をされています。現在の耕作面積は、北栄町内にハウス18棟で面積60. 9 a、露地面積が581 aあるということですが、従業員の周年雇用を考えて2月から5月までの収入を確保するため、琴浦町内と北栄町内で合わせてハウスを30～50棟、露地の面積を300 aを目標に経営拡大を希望しておられるということです。</p>
	<p>なお農地の斡旋にあたっては、今年の3月に6役と地区担当委員、前任の浜川係長により面談が行なわれています。</p>
	<p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(福本委員、澤田委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第13号 琴浦町農業委員会 令和2年度活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）の公表について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の資料をご覧ください。議案第13号 琴浦町農業委員会 令和2年度活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）の公表について、本委員会の承認を求めます。</p> <p>農業委員会等に関する法律 第37条に基づき、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務づけられており、令和4年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するための、前年度の活動計画の実施状況について点検及び評価を行い、今年度の活動目標とその達</p>

成に向けた活動計画を定め、毎年6月末までに町ホームページで公表する必要があることから審議をお願いするものです。

それでは、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」から説明をしていきます。なお、説明は要点のみとさせていただきます。

1ページの「I 農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）」をご覧ください。

「1 農業の概要」について説明します。1段目の表は、令和3年3月31日末現在の町内農地面積の統計データを示したもので、それぞれの出典については表の下に「※印」で記載しています。「耕地面積」については、農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」。「経営耕地面積」については、5年に一度行われている「農林業センサス」に基づいて面積を記入したもので、令和2年に行われた調査が最新のデータとなっています。「遊休農地面積」については、令和元年度の農地パトロールによりA判定と判断された農地面積。「農地台帳面積」については、町の農地台帳システムに登載されている農地面積に基づくものです。

2段目左側の「農家数」の表と中央の「農業者数」の表については、農林業センサスに基づき数を記入したものになります。右側の「経営数」の表については、農業の担い手である個人及び法人の数を記入したもので、農林水産課に確認を取っています。

「2 農業委員会の現在の体制」については、令和2年7月20日に発足した現在の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。

2ページの「II 担い手への農地の利用集積・集約化」をご覧ください。  
「2 令和2年度の目標及び実績」については、集積目標1,029haに対して集積実績が1,014haでしたので、達成状況は98.6%としています。

「3 目標の達成に向けた活動」については、活動実績を「毎月の農家相談日、利用権設定の終期・更新通知書の交付時に、利用権設定等事業、農地中間管理事業を周知した。」、「認定農業者に農地流動化促進事業交付金の周知を行った。」としています。

「4 目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「目標におおむね近い数値となっており、設定は妥当だった。」、活動に対する評価を「目標達成に向けて、今後も利用集積・集約化に取り組んでいく必要がある。」としています

3ページの「III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」をご覧ください。

「新たに農業経営を営もうとする者」とは、親元就農や法人雇用以外の形態で、農地の権利を取得して農業参入をされている新規就農者の方のことを言い、対象者は農林水産課の資料に基づいたものになります。

「2 令和2年度の目標及び実績」については、参入目標の2経営体に対

して参入実績は1経営体でしたので、達成状況は50%、参入目標面積の1.0haに対して参入実績面積が1.1haでしたので、達成状況は110%とっています。

「3 目標の達成に向けた活動」については、活動実績を「新規就農者の育成に関する会議に参加し、担い手の育成確保に向けて、関係機関と協力して支援した。」としています。

「4 目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績からみても実現可能であることから、目標は妥当であった。」、活動に対する評価を「今後も関係機関と連携して、新規参入者の農業経営が軌道に乗るよう支援していく必要がある。」としています。

4ページの「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」をご覧ください。

「2 令和2年度の目標及び実績」については、解消目標7.0haに対して解消実績が9.0haでしたので、達成状況は129.5%とっています。

「3 2の目標達成に向けた活動」については、昨年度に行った農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施内容を記載しています。

「4 目標及び活動に対する評価」については、目標に対する評価を「これまでの実績から見ても実現可能であることから、目標は妥当であった。」、活動に対する評価を「ほ場条件の悪い農地を中心に遊休化が進行している。所有者に対し随時働きかけを行うなど、継続して取り組むことが必要である。」としています。

5ページの「V 違反転用への適正な対応」をご覧ください。

「2 令和2年度の目標及び実績」については、違反転用の実績がなかったため0haとっています。

「3 活動計画・実績及び評価」については、活動実績を「農業委員、農地利用最適化推進委員が隨時、農地パトロールを実施して、早期発見、未然防止に努めた。町報等を活用して周知した。」、活動に対する評価を「計画どおりの活動を実施した。今後も継続的に取り組む必要がある。」としています。

6ページと7ページの「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」をご覧ください。

これは農業委員会が行った事務の処理件数、また業務が適正に行われたかどうかを点検するものになります。

「1 農地法第3条に基づく許可事務」については、1年間の処理件数が57件、うち許可57件及び不許可0件、点検項目の「事実関係の確認」、「総会等での審議」、「申請者への審議結果の通知」、「審議結果等の公表」、「処理期間」についてはご覧の通りとなっています。

「2 農地転用に関する事務」については、1年間の処理件数が21件、点検項目の「事実関係の確認」、「総会等での審議」、「審議結果等の公表」、

「処理期間」についてはご覧の通りとなっています。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」については、琴浦町内には農地所有適格法人が13法人あり、年に1回各法人から実体状況に関する報告書が提出されています。

「4 情報の提供等」の「賃借料情報の調査・提供」、「農地の権利移動等の状況把握」、「農地台帳の整備」についてはご覧の通りとなっています。

8ページの「VII 地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」をご覧ください。

これは町内の農業者から寄せられた主な要望・意見の内容、それらに対する対処方針の内容等を公表するもので、「農地利用最適化等に関する事務」についてはご覧の通りとなっています。「農地法等によりその権限に属された事務」については、要望・意見、対処内容ともに特にありませんでした。

「VIII 事務の実施状況の公表等」について説明します。

「1 総会等の議事録の公表」、「3 活動計画の点検・評価の公表」については「ホームページに公表している」としています。

「2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出」については、令和2年11月に提出した町政に対する意見書の中から、主なもの3項目を「提出先及び提出した意見の概要」として記載しています。

続きまして9ページの「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。

「I 農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）」については、先ほどの点検・評価との変更点はありません。

10ページの「II 担い手への農地の利用集積・集約化」をご覧ください。

「2 令和3年度の目標及び活動計画」について説明します。目標とする集積面積を1,032ha、そのうち新規集積面積は50ha、目標設定の考え方を「琴浦町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成30年1月策定、令和3年4月改正）による」としています。これらについては、令和5年3月時点での担い手への農地利用集積面積1,050haの達成と、昨年度の実績等を踏まえて設定したものになります。

活動計画については、「毎月の農家相談、利用権設定の期間満了・更新通知時に農地中間管理事業や利用権設定事業を推進する。11月の農地利用意向調査の実施時に、担い手の紹介、地権者との調整などにより農地集積を推進する。」としています。

「III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」をご覧ください。

「2 令和3年度の目標及び活動計画」について説明します。参入目標数を2経営体、参入目標面積を1.0ha、活動計画を「新規参入者の育

成会議に参加し、意向を把握のうえ必要なサポートを行う。農地中間管理事業を活用し、新規参入者に対し就農地の確保を図る。」としています。

11ページの「IV 遊休農地に関する措置」をご覧ください。

「2 令和3年度の目標及び活動計画」については、目標とする遊休農地の解消面積を昨年度実績と同じ9haとし、その達成に向けた活動計画として、「農地の利用状況調査」及び「農地の利用意向調査」を今年度と同様に実施することとしています。

「V 違反転用への適正な対応」について説明します。

「1 現状及び課題」の課題については、違反転用の実績がないため「特になし」としています。

「2 令和3年度の活動計画」については、「農業委員、農地利用最適化推進委員が担当地域の農地パトロールを随時実施し、早期発見・未然防止に努める。違反転用事案が発生した場合は、違反転用者に対し口頭指導等、原状回復に向けた指導を行う。町ホームページ、町広報紙等を活用して周知する。」としています。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(挙手多数)

賛成多数ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。

その他に移りたいと思います。6月1日に行われた農家相談ですが、相談者が無かったということを報告させていただきます。

次に、先月行われた農家担い手結婚対策事業実行委員会の報告を、川崎委員にお願いします。

(農家担い手結婚対策事業実行委員会の報告)

こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、以上を持ちまして令和3年度 第3回琴浦町農業委員会総会を終了します。

川崎委員

議長